

佐賀県外から移住される方へ！

鳥栖市さが暮らしスタート支援金のご案内

佐賀県外から鳥栖市へ移住し、就業、起業等をする方に対して

2人以上の世帯 **100** 万円

単身世帯 **60** 万円

の移住支援金を交付します！

対象となる方

移住支援金交付の主な要件として、下記の1～3の全てに該当する方が対象となります。その他にも裏面の要件を満たす必要がありますのでご確認ください。

1. 移住元の要件 次のすべてに該当すること

- ① 転入時の年齢が59歳以下の者であること
- ② 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上佐賀県外に居住していたこと
- ③ 住民票を移す直前に連続して1年以上、佐賀県外に居住していたこと

2. 移住先の要件 次のすべてに該当すること

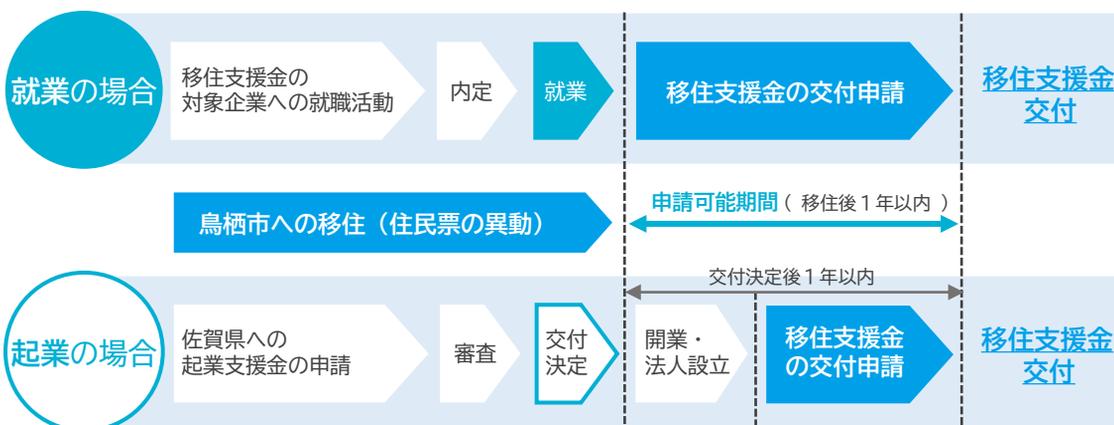
- ① 令和4年4月1日以降に本市に転入したこと
- ② 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること
- ③ 移住支援金の申請日から5年以上継続して鳥栖市に居住する意思があること

3. 就業、起業等の要件 次の①～⑧のいずれかに該当すること

- ① 就職に関する要件
- ② 起業に関する要件
- ③ 農林漁業に関する要件
- ④ スポーツ振興に関する要件
- ⑤ 伝統工芸等に関する要件
- ⑥ 事業承継に関する要件
- ⑦ 空き家活用に関する要件
- ⑧ 本市が設定する要件

※各要件の詳細につきましては裏面をご確認ください。

交付までの流れ



お問い合わせ先

鳥栖市 政策部 総合政策課
〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地
TEL : 0942-85-3511 MAIL : sougou@city.tosu.lg.jp
※申請をご検討の方は必ず事前にお問い合わせください。

YOUR NEW HOMETOWN
TOSU CITY!

住みたくなるまち、鳥栖

検索

移住支援金の交付対象者の要件

移住支援金の交付対象となる方は、次の「1の全て」及び「2のいずれか」の要件を満たす方です。
2人以上の世帯の申請をする場合は別途要件があります。
申請をご検討の方は必ず事前に総合政策課までお問い合わせください。

1. 共通

- ① 次のア・イ・ウの全てに該当すること
ア 転入時の年齢が59歳以下の者であること。
イ 住民票を移す直前(注1)の10年間のうち、通算5年以上佐賀県外に居住していたこと。
ウ 住民票を移す直前(注1)に連続して1年以上、佐賀県外に居住していたこと。
- ② 令和4年4月1日以降に本市内に転入したこと。
- ③ 移住支援金の申請時において、転入後1年以内(注2)であること。
- ④ 本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- ⑤ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ⑥ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ⑦ 本市の市税を滞納していないこと。
- ⑧ 佐賀県及び本市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

注1:住民票を移す直前に県内の他市町において農林漁業の研修を受けた者については、当該研修受講のために住民票を移す直前のことを指す。

注2:佐賀県外から本市に転入し、農林漁業の研修を受講した者については、転入日は当該研修を受講するために佐賀県外から本市に住民票を移した日とし、転入後の農林漁業研修期間については、申請期間である1年間の算定に含めない。

2. 就業、起業等についての要件

- ① 就職に関する要件
 - ・佐賀県が運営する就職情報サイト「さがジョブナビ」に掲載された移住支援金の対象求人就業したこと
 - ・求人への応募日が、「さがジョブナビ」への求人掲載日以降であること
 - ・週20時間以上の無期雇用契約であること
 - ・転勤、出向等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
- ② 起業に関する要件
 - ・佐賀県が行う地域活性化等起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること
- ③ 農林漁業に関する要件
 - ・県と市町が定める人材確保支援策を活用して就業したこと
- ④ スポーツ振興に関する要件
 - ・佐賀県SSPアスリートジョブサポエンタリー企業(法人)に就業したこと
 - ・県が定める人材確保支援策を活用し、当該法人に就業した者であること
- ⑤ 伝統工芸等に関する要件
 - ・伝統工芸品等の製造又は卸売を主たる業務とする事業者(県内に限る)に就業したこと
- ⑥ 事業承継に関する要件
 - ・佐賀県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受け、事業承継が成立したこと
- ⑦ 空き家活用に関する要件
 - ・空き家バンク制度を活用し、居住する目的で空き家を取得したこと
- ⑧ 本市が設定する要件
 - ・次のいずれにも該当する事業所等に勤務する者で、雇用期間の定めのない正社員であること。
ただし、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
ア 市と進出協定を締結し、当該協定に基づき、市内に新たに設置された事業所等であること。
イ 令和4年4月1日以降に操業を開始し、操業開始から1年以内の事業所等であること。

注意事項（移住支援金の返還について）

移住支援金の交付を受けた方が、次のいずれかに該当するときは、移住支援金を返還していただきますのでご注意ください。

- (1) 虚偽の申請をしたとき
- (2) 市が移住支援金の交付を受けた方及び就業先に対して求める状況報告・立入調査に応じないとき
- (3) 移住支援金の申請日から5年以内に鳥栖市から転出したとき
- (4) 移住支援金の申請日から1年以内に就業した法人を退職したとき
- (5) 県の地域活性化等起業支援事業による起業支援金の交付決定を取り消されたとき